

海岸で撮影、興行等を行う場合のお願い (神奈川県横須賀土木事務所)

三浦半島は海に囲まれた自然豊かな場所として、多くの方に親しまれております。横須賀土木事務所が管理する海岸の利用にあたっては、次のフローチャートに基づき手続きを行ってください。美しい海岸の保持に努めていただくとともに、使用場所周辺の住民及び一般利用者等に迷惑をかけないように、節度ある利用をお願いします。

(スタート)

横須賀土木事務所が管理する海岸の使用ですか(管内図を参照)。

いいえ

管内図に記載の各管理者にお問い合わせください。

はい

(注意事項の確認)

「海岸を利用される場合の注意事項」の範囲内での使用ですか。

いいえ

海岸を使用することはできません(ご不明な点は、下記へお問い合わせください。)

はい

(利用内容の確認)

興行ですか。

いいえ

数日にわたり物を置きますか。

いいえ

何も物を置かないか、比較的容易に移動できる物(例:カメラ、照明、テント、撮影カメラ移動用のレール、テーブル、簡単な撮影用のセット)のみを置きますか。

はい

(占有許可申請)

通常は、「占有許可申請書」の提出が必要です(申請書は、神奈川県庁ホームページからダウンロードできます。)。申請書原本を提出してください。
※ 許可書の交付や使用料が発生します。

はい

いいえ

はい

使用する海岸は、横須賀市、逗子市又は三浦市内ですか。

はい

いいえ(=葉山町)

(申請書作成前に)

申請書作成前に、早めに横須賀土木事務所許認可指導課へご相談ください。

映画、CM等の撮影ですか。

はい

いいえ

必要に応じて、フィルムコミッション(FC)にご相談ください。

葉山町産業振興課
(TEL 046-876-1111
FAX 046-876-1717)
へ事前にご連絡ください。
一色海岸(小磯の鼻)の場合は葉山御用邸
(TEL 046-875-2032)
及び葉山警察署
(TEL 046-876-0110)
へも事前にご連絡ください。

占有手続きをお願いします。

自由使用の範囲内で海岸を利用することができます。届出や申請は不要です。他の海岸利用者の通行等の妨げや近隣住民への迷惑とならないよう、周囲に配慮してご利用ください。

お問い合わせ・ご相談は

神奈川県横須賀土木事務所 許認可指導課

〒238-0022 神奈川県横須賀市公郷町1-56-5

TEL (046)853-8800(代表) FAX (046)853-7443

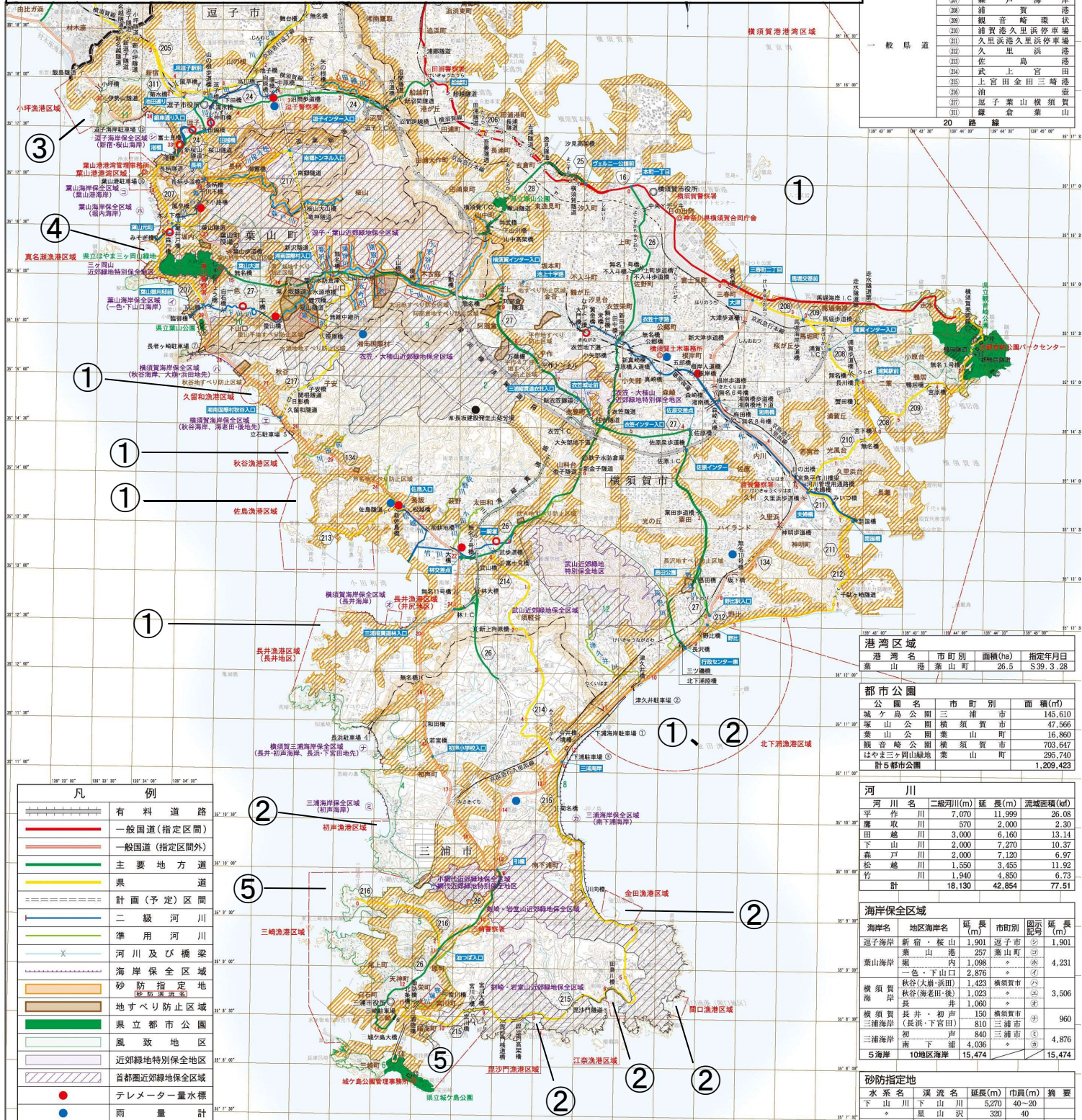
※ 5～9月は、海の家設営時期と重なりますので、あらかじめ海の家所属する海岸組合等と調整するなど、利用にあたっては特にご注意ください。

神奈川県横須賀土木事務所管内図

令和五年四月

- 横須賀市、逗子市、三浦市及び葉山町のうち、①～⑤を除く部分の海岸が横須賀土木事務所所管となります。①～⑤の部分で海岸を使用する場合は、各所管機関へご確認ください。
- なお、横須賀土木事務所管内であっても、葉山町内の海岸を使用する場合は、葉山町都市経済部産業振興課（TEL 046-876-1111 FAX 046-876-1717）及び葉山警察署交通課（TEL 046-876-0110）へ事前にご連絡ください。

路 線 名				
種 別	路 線 番 号	路 線 名	1	2
一 般 国 道	134	横 須 賀 道	1	3
	24	横 須 賀 港 道	3	4
	25	横 須 賀 港 道	4	5
	26	横 須 賀 港 道	5	6
	27	横 須 賀 港 道	6	7
三 要 地 方 道	28	横 須 賀 港 道	7	8
	29	横 須 賀 港 道	8	9
	30	横 須 賀 港 道	9	10
	31	横 須 賀 港 道	10	11
	32	横 須 賀 港 道	11	12
一 般 県 道	33	横 須 賀 港 道	12	13
	34	横 須 賀 港 道	13	14
	35	横 須 賀 港 道	14	15
	36	横 須 賀 港 道	15	16
	37	横 須 賀 港 道	16	17



【①～⑤問合せ先】

- ① 横須賀市港湾部港湾管理課 (TEL 046-822-4000)
- ② 三浦市経済部海業水産課 (TEL 046-882-1111)
- ③ 逗子市市民協働部経済観光課 (TEL 046-873-1111)
- ④ 葉山町都市経済部産業振興課 (TEL 046-876-1111)
- ⑤ 神奈川県東部漁港事務所 (TEL 046-882-1232)

海岸を使用される場合の注意事項

(すべての項目を守ってください。)

項 目	チェック欄
事故防止の徹底を図ります。	☐
他の海岸利用者に対し、強制、その他の迷惑行為を行いません。	☐
現場で使用する機械器具は、他の海岸利用者の迷惑とならない場所に置きます。	☐
必要に応じて適正数の交通整理員を配置します。	☐
自動車、バイク、船舶を海岸区域へ乗り入れません。	☐
公共施設及び海浜植物等を損傷又は汚損しません。万が一損傷又は汚損した場合には、速やかに横須賀土木事務所に連絡し、指示を受けます。	☐
油等で海岸を汚損しません。万が一汚損した場合には、速やかに横須賀土木事務所に連絡し、指示を受けます。	☐
直火は使用しません（バーベキュー等台上での使用は可能です。）。	☐
騒音で使用場所周辺の住民及び一般利用者等に迷惑をかけません（夜間 22 時以降の花火は条例で禁止されている地域があります。）。	☐
撮影の場合等はプライバシーに十分配慮し、近隣に迷惑をかけない方法で行います。	☐
ゴミ等が発生した場合は、責任を持って持ち帰り、適正に処分します。	☐
使用後は必ず原状に回復します。	☐
万が一、事故等が発生した場合は、使用者の責任で対応します。	☐
横須賀土木事務所の職員から指示がある場合には、その指示に従います。	☐

※ ご不明な点は、下記へお問い合わせください。

お問い合わせ・ご相談は	神奈川県横須賀土木事務所 許認可指導課
	〒238-0022 神奈川県横須賀市公郷町 1-56-5
	TEL (046)853-8800 (代表) FAX (046)853-7443